**自主点検チェック表（全体についての消防計画用）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **区分** | **点　検　項　目** | **結果** |
| 建築物及び工作物 | １ | 柱・はり・壁・床等に欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。 | 〇 |
| ２ | 天井の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。 | 〇 |
| ３ | 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。 | ◎ |
| ４ | 外壁・ひさし・パラペット等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。 | 〇 |
| ５ | 防火区画（床又は壁）の埋めもどし施工は、完全であるか。 | ／ |
| ６ | 防火戸、防火シャッター及び閉鎖装置は、破損、さびつき等がなく、確実に作動するか | 〇 |
| ７ | 防火戸、防火シャッターの作動ライン内に物品を存置していないか。 | 〇 |
| ８ | 防火戸、防火シャッターの直近に可燃物を存置し、延焼媒介となるおそれがないか。 | 〇 |
| ９ | 常時閉鎖式防火戸は、開放状態のまま放置していないか。 | ／ |
| 10 | 避難口扉の開放方向は、外開きとなる等、避難上適正であるか。 | 〇 |
| 11 | 階段、通路等の避難施設の床面は、避難に際しつまづき又はすべり等が生じるおそれがないか。 | 〇 |
| 防火管理 | 12 | 非常用進入口に通じる通路は、有効に確保しているか。 | 〇 |
| 13 | 建築物内外は、常に整理整頓し、可燃物は放置していないか。 | × |
| 14 | 終業後の防火点検は、確実に実施しているか。 | ／ |
| 避難管理 | 15 | 避難口扉は、開放したとき、開いた扉によって避難通路を狭めることがないか。 | × |
| 16 | 避難口扉は、避難に際して合い鍵を用いることなく、屋内から解錠することができるか。また、解錠方法の表示があるか。 | 〇 |
| 17 | 避難口扉は，カーテン等で隠ぺいしたり，鏡その他の装飾品等を設けることによって，識別の妨げとなっていないか。 | ◎ |
| 18 | 避難口付近に物品等が置かれ，避難上支障となっていないか。 | × |
| 19 | 防火戸，防火シャッター等のくぐり戸等は，避難に際して直ちに開くことができるか。 | 〇 |
| 20 | 避難通路は，避難を容易に行うことができるように，すべての避難口に直通しているか。 | 〇 |
| 21 | 避難通路は，避難上有効な幅員となっているか。 | 〇 |
| 22 | 避難通路，避難階段に避難上支障となる物品を置いていないか。 | ◎ |
| 23 | 階段を一部区画し，避難の障害となっていないか。 | ／ |
| 24 | 客室内に避難施設等を図示した避難経路図を掲出しているか。 | ／ |
| **区分** | **点　検　項　目** | **結果** |
| 防炎規制 | 25 | カーテン，幕類，布製ブラインド，じゅうたん等，展示用合板等の防炎対象物品は防炎性能を有しているか。 | 〇 |
| 26 | 防炎対象物品に「防炎ラベル」を貼付しているか。 | 〇 |
| 火気使用設備・器具等 | 27 | 火気使用設備・器具等の構造は適正か。 | 〇 |
| 28 | 火気使用設備・器具等の付近は，整理整頓され，可燃物は火災予防上安全な距離を有しているか。 | 〇 |
| 29 | 煙突，煙道の構造は適切か。また，可燃物とは安全な距離を保有しているか。 | ／ |
| 30 | 厨房設備のフード，フィルター，ダクト内は，定期的に清掃し，防火ダンパーの維持管理は適切か。 | ◎ |
| 31 | 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。 | 〇 |
| 32 | 火気使用設備等は，取扱責任者を定め，使用時の監視及び使用後の点検が行われているか。 | 〇 |
| 電気設備・器具等 | 33 | 電気配線は，適切な配線工事をしているか。 | ／ |
| 34 | 電線，コード，器具等は，使用場所，用途に適合したものを使用しているか。 | ／ |
| 35 | コードの亀裂、老化、損傷はないか。 | 〇 |
| 36 | タコ足の接続を行っていないか。 | ◎ |
| 37 | 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。 | ◎ |
| 38 | 電気設備は，必要な知識及び技能を有する者によって保守点検し，安全に使用しているか。 | ／ |
| 火の使用制限 | 39 | 裸火の使用，危険物品の持込みは，必要最小限度とし，消防署の許可を受けて行っているか。 | ／ |
| 40 | 喫煙の管理は，喫煙場所を設けて適切に行っているか。 | 〇 |
| 41 | 喫煙所や禁煙場所を示す標識は，適切に掲出されているか。 | ◎ |
| 危険物等 | 42 | 消防法又は高知市火災予防条例で定める数量以上の危険物等（指定可燃物等，圧縮アセチレンガス，無水硫酸，液化石油ガス，生石灰，毒物及び劇物を含む。）を，無許可又は無届けで，貯蔵し，又は取り扱っていないか。 | ／ |
| 43 | 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 | ／ |
| 44 | 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。また、整理、清掃状況は適正か。 | ／ |
| 点検実施日 | 令和 ５ 年 ３ 月 ７ 日 | 統括防火管理者確認 | 消防　次郎 |
| 点検実施者 | 消防　太郎 |

備考【不備・欠陥がある場合は，直ちに防火管理者に報告してください。】

凡例【〇－良，×－不良，◎－即時改修，／－該当がない場合】